

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の災害リスク	
(概要)	葛城市は金剛・葛城・二上の西部の山並みと、東に広がる低平な沖積地で構成されている。河川は、葛下川が北に隣接する香芝市を通り抜け、高田川・葛城川とともに北流して大和川に合流し、市内には灌漑用のため池が多く点在している。
(地震)	葛城市域に最も大きな被害をもたらすことが予想される地震は、『中央構造線断層帯(金剛山地東縁) 地震』である。この地震による震度分布および被害想定は以下の通りである。 〔第2次奈良県地震被害想定調査〕より)  マグニチュード：8.0 程度 市域での震度：6 強 (市域の 53.4 %) 7 (市域の 46.6 %)
(土砂災害)	葛城市的地域防災マップによると、市内西部の多くの地区が土砂災害警戒区域に含まれ、その中の一部は土砂災害特別警戒区域に指定されている。 これまで、大雨・洪水による大規模災害は起きていないが、葛下川が土石流危険渓流に含まれており、山麓部に位置する地区においては警戒が必要である。
(感染症)	令和2年から発生した新型コロナウイルス感染により、約100年前に蔓延した「スペイン風邪」以来のパンデミックが引き起こされた。ウイルスは変異しながら増殖を続け、なおも被害が拡大している。 疫学上、ウイルスが人を介して広がる事から考察すると、様々な点でグローバル化した現在社会において、新たなウイルス感染症によるパンデミックはいつ起きても不思議ではない状況が続く。 今後も未知のウイルスの発生の可能性も高いと推測されるため、新たな感染症に向き合う事を前提にした体制の構築が必要である。

## (2) 商工業者の状況

- ・事業所数 1, 163 所
- ・商工業者数 1, 014 人
- ・小規模事業者数 798 人

## (3) これまでの取組

### 1) 葛城市的取組

- ・地域防災計画の策定、地域防災訓練の実施
- ・地域防災マップ及び避難所運営マニュアルの作成
- ・新型コロナウィルス感染症予防対策備品（飛沫防止対策アクリル板、手指消毒用アルコール、マスク）の配布
- ・新型コロナウィルスワクチン接種の実施
- ・事業者支援として、葛城市がんばる企業応援交付金の交付
- ・奈良県よろず支援拠点のコーディネーター派遣による新型コロナウィルス感染症対策経営相談窓口開設
- ・事業者支援として、かつらぎ応援！キャッシュレス決済でポイント還元キャンペーン
- ・奈良県新型コロナウィルス感染防止対策飲食店等認証制度に伴う葛城市新型コロナウィルス感染防止対策施設支援補助金の創設

### 2) 葛城市商工会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・奈良県商工会連合会が協定を結んでいる「あいおい損保」他の損害保険会社と連携した保険への加入促進
- ・新型コロナウィルス感染症対策経営相談窓口開設

## II 課題

- ・葛城市では葛城市地域防災計画の中において、災害予防計画、応急対策計画、復興・復旧計画及び南海トラフ地震防災対策推進計画の策定を行っており、関係機関との連携協力においては機関ごとに定められているが、具体的な措置内容について、より一層の連携が必要となっている。
- ・葛城市商工会においては、発災時の連絡体制及び被害報告ルールについて、さらなる連携が必要となっている。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者にたいして予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄の必要性について周知が必要である。

- ・保険・共済に対する助言が不足しており、リスクファイナンス対策の必要性についての周知が不足している。

### III 目標

- ・葛城市商工会における発災時の連絡体制の構築並びに報告ルールの構築を図る。
- ・葛城市商工会と葛城市的被害報告ルール及びルートを構築する。
- ・地区内小規模事業者に対して災害リスクや新型コロナウィルス感染症等リスクを改めて認識させ、事前対策の必要性を周知する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・葛城市商工会と葛城市的役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

- ・自然災害発生時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知
- ・巡回指導時に地域防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明を行う。
  - ・会報や広報、ホームページ等で、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。
  - ・いつ起こるか分からない新型ウイルスの蔓延防止のため、体調不良者を出社させない社内ルール作りを行うため、専門家派遣を行う。
- 2) 商工会、自身の事業継続計画の作成
- ・葛城市商工会は、令和4年 事業継続計画を作成予定。
- 3) 関係団体等との連携
- ・奈良県商工会連合会が協定を結んでいる損害保険会社に専門家派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーを実施する。
  - ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼を行う。
- 4) フォローアップ
- ・小規模事業者の事業者BCP等取組み状況の確認
  - ・事業者BCPにおけるPDCAサイクルを回すことで、常に改善を行う。
- 5) 当該計画に係る訓練の実施
- ・自然災害（震度5弱の地震）が発生したと仮定し、葛城市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。
- 〈2. 発災後の対策〉
- ・自然災害等による発災時には、人命救助を第一に、次ページの手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

## 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、勤務時間内においては1時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・各々の職員の安否確認、業務従事の可否、被害の概況等を葛城市商工会と葛城市で共有する。
- ・県内感染者確認後には、職員の体調確認を行い、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症の流行に伴って新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出された場合、葛城市における感染症対策本部の意見等に従い、葛城市商工会による感染症対策を行う。

## 2) 応急対策の方針決定

- ・葛城市商工会と葛城市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・下部の表を参考にした基準により被害状況の報告を行う。  
(大まかな被害状況を確認し1週間以内に情報共有する。)
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

被害規模の目安は以下の表を想定

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事務所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事務所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、葛城市商工会と葛城市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

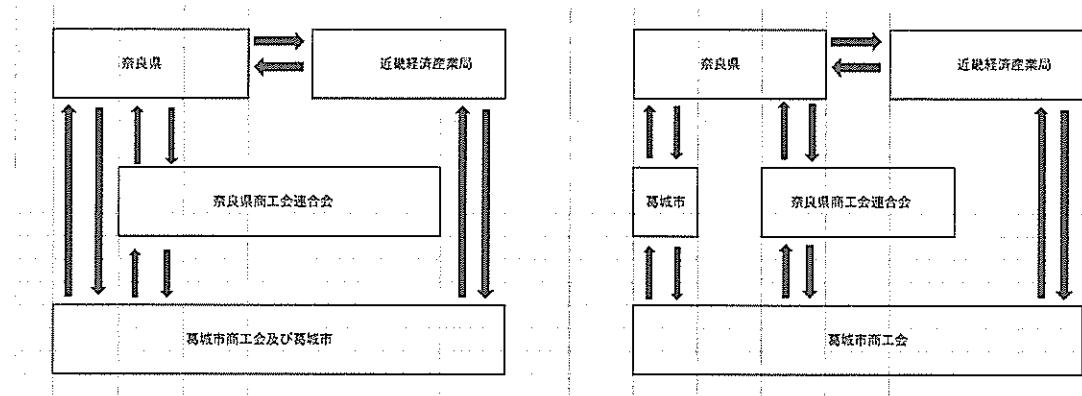
発災後～1週間	1日に3回共有する。
1週間～2週間	1日に2回共有する。
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する。
1ヶ月以降	3日に1回共有する。

- ・葛城市で取りまとめた地域防災計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに

に、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

#### 〈3、発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて取り決めを行う。
- ・葛城市商工会と葛城市は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・葛城市商工会と葛城市が共有した情報を、奈良県の指定する方法にて葛城市商工会又は葛城市より奈良県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、葛城市商工会と葛城市が共有した情報を奈良県の指定する方法にて葛城市商工会又は葛城市より奈良県へ報告する。
- ・なお、市内の災害概況即報及び被害状況即報については、葛城市より奈良県防災情報システムを通じて奈良県へ報告を行う。



#### 〈4、応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、葛城市と相談する（葛城市商工会が国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### 〈5、地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・奈良県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を奈良県等に相談する。

その他・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

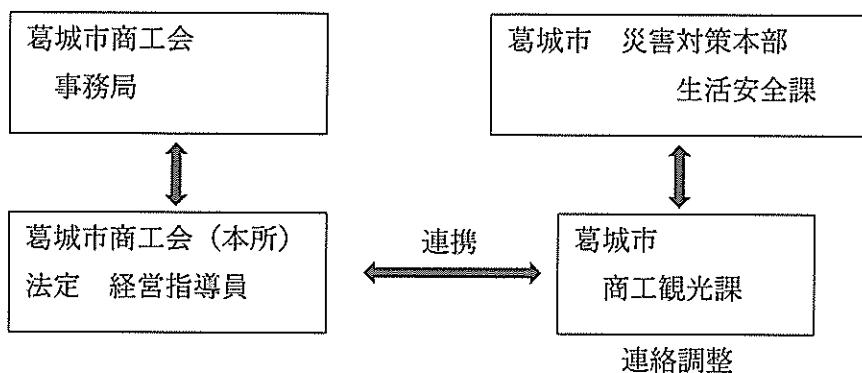
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

令和3年 12月 17日現在

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の名前、連絡先

経営指導員 吉村佳也 (連絡先は後述(3)①参照)

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

(ア) 商工会/商工会議所

葛城市商工会

〒639-2147 奈良県葛城市新庄 454-2

TEL 0745-69-2480 / FAX 0745-69-6604

E-mail sinshoko@hera.eonet.ne.jp

(イ) 関係市町村

葛城市役所 商工観光課

〒639-2195 奈良県葛城市柿本 166番地

TEL 0745-44-5111 / FAX 0745-69-6456

E-mail syoukou-kankou@city.katsuragi.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

(別表 3)

## 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・パンフ・チラシ配布	100	100	100	100	100
・防災、感染症対策費	5	5	5	5	5
・専門家派遣費	45	45	45	45	45

調達方法
会費収入、葛城市補助金、事業収入 等